

○ふじみ野市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

平成23年3月10日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及びふじみ野市国民健康保険に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第100号。以下「規則」という。）第6条から第8条までに規定する一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 平均収入月額 規則第7条に規定する申請書の提出があった日の属する月の前3か月間における収入月額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。）の平均額をいう。

(2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準及び別表第3住宅扶助基準に定める額の合算額をいう。

(3) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られる額をいう。ただし、高額療養費、高額介護合算療養費及び公費負担医療の適用がある場合については、これらの給付を差し引いた額とする。

(申請書の調査及び確認)

第3条 市長は、規則第7条の規定による減免等の申請書を受理したときは、これを調査し、申請内容が事実と相違ないことを確認するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、法第113条の規定により、世帯主に対し文書その他関係書類の提出若しくは提示を求めること又は職員が当該世帯の資産・経済状況等について質問することができる。

(減免の決定)

第4条 一部負担金の減免の割合については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯であり、被保険者の属する世帯の平均収入月額が基準生活費に1.1を乗じて得た額以下であるとき。 10割

(2) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯であり、被保険者の属する世帯の平均収入月額が基準生活費に1.1を乗じて得た額を超え、1.2を乗じて得た額以下であるとき。 5割

(徴収猶予の決定)

第5条 市長は、第4条の規定により一部負担金の減免措置を要しないと決定した場合であっても、減免等の申請後、当該一部負担金を6か月以内に納入できる見込みのある者で必要と認めるものに対し、一部負担金の徴収猶予を行うことができる。

(減免等の期間)

第6条 減免等の期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 一部負担金の減免期間は、申請のあった日の属する月の初日から起算して3か月以内とする。ただし、3か月を超えてなお減免を必要とするときは、減免期間の最終月内に再度申請することにより、病状及び家庭の状況を勘案の上、更に1か月を限度として延長することができる。

(2) 徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月の初日から起算して6か月以内とする。

(減免等の取消等)

第7条 市長は、減免等の措置を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、その措置を変更若しくは取消し又は一部負担金を徴収することができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免措置を受けたことを発見したとき。

(2) 徴収猶予の措置を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予の措置を行う必要がなくなったと認められるとき。

(3) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 前項第1号に規定する場合にあっては、直ちにその措置を取消した旨を当該世帯主及び関係保険医療機関等に通知し、減免措置により支払を免れた一部負担金を当該世帯主から徴収するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。